

榛東村立南小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定

令和8年4月1日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1)いじめの定義

【 いじめ防止対策推進法 第1章 第2条 】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめに対する本校の基本認識

本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

【 いじめ防止のための基本姿勢 】

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者や関係機関、各種団体、専門家と連携・協力をして、解決にあたります。
- ⑤ 学校と保護者が協力して、事後指導にあたります。
- ⑥ 「いじめゼロ」を目指すのではなく、「いじめ見逃しゼロ」を目指します。

文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価しています。また、いじめを認知していないとした学校については、「放置されたいじめが多数潜在する場合も あると懸念している」として、いじめ認知件数がゼロだったことを児童生徒や保護者に伝え、認知もれがないか確認するよう求めています。

(3)いじめの特徴

いじめは、「①被害児童」「②加害児童」「③周りではやし立てる児童（観衆）」「④見て見ぬふりをする児童（傍観者）」の「四層構造」になっている場合がほとんどです。このとき、観衆や傍観者の立場にいる児童も結果としていじめを助長していることとなります。

また、いじめられている児童といじめている児童との関係は、立場が逆転する場合もあります。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことも大切であると考えます。

(4)いじめの主な態様例

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。等

2 いじめの未然防止のために

(1)未然防止の取組の重要性 -いじめを許さない児童を育てる-

- ・学校生活の中では、児童同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していきことがないように、未然防止を図ることが何よりも重要であると考えます。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになっていきます。そこには、全ての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、よいことはよい、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考えます。
- ・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策を講じていきます。

(2)いじめ防止のための取組

○学級経営を充実させる

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合える学級経営に努めます。
- ・児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを推進します。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てます。具体的には、「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いに対しては、その都度、毅然とした指導を徹底します。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行います。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底します。
- ・児童の実態を「生活振り返りアンケート（いじめアンケート）」等の質問紙調査（月に1回実施）や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握します。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「ウェルビーイング」「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」「安全・安心な風土（心理的安全性の確保）」のある授業づくりを推進します。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して、児童の学び合い（協働的な学び）を推進します。

○道徳

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合います。
- ・いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- ・思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実に努めます。

○学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合います。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図ります。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用します。
- ・人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用し学習します。

○児童会活動

- ・児童が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会を中心とした自主的な活動を推進します。

3 いじめの早期発見の取組

(1) いじめを発見する手立て

○教師と児童との日常の交流をとおした発見

- ・学級担任は朝の会や帰りの会、学級活動や休み時間などの様々な機会を通じて、児童に話しかけたり様子を観察したりして、いじめの早期発見に努めます。

○複数の教員の目による発見

- ・児童に関わる多くの教師が、様々な教育活動を通して児童に関わることにより、発見の機会を多くします。気になることは日常的に情報交換することを大切にして、発見に努めます。

○アンケート調査

- ・いじめの内容を含む「生活振り返りアンケート（いじめアンケート）」を毎月末に全校で実施し、いじめ発見の機会とします。
- ・アンケートの分析には、担任を中心に学年主任・生徒指導主任等の複数の教員にあたります。

○教育相談をとおした把握

- ・児童や保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるので、年度始めにスクールカウンセラーを児童や保護者に紹介したり、「カウンセラー通信」を定期的に発行したりして面談しやすい体制を整えます。

(2)いじめを訴える手段の周知

○学校へのいじめの訴えや相談方法に係る保護者への周知

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知します。
- ・生徒指導主任やスクールカウンセラー等への相談の申し込み方法を周知します。
- ・学校や教育委員会の電話番号を周知し、様々な方法で相談できることを周知します。

○関係機関（いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法に係る保護者への周知

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知します。

(3)保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾けます。
- 保護者が児童の変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知します。

4 いじめの発見から解決まで ～発見から指導、組織的対応の主な展開～

(1)いじめ対策委員会の設置

校長・教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(2)いじめの情報のキャッチ

最初に認知した教職員→管理職に必ず報告→いじめ対策委員会

(3)対応方針の決定・役割分担

- 情報の整理
 - ・いじめの態様、被害児童、加害児童、関係児童、周囲の児童の特徴等
- 対応方針
 - ・緊急度の確認：「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度の確認
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- 主な役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の児童生徒と全体への指導担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

(4)事実の究明と支援・指導

関係児童に、いじめの状況、いじめのきっかけ等を丁寧に聞き取り、事実に基づく指導を行えるようにします。

聴取については、基本的に被害児童→周囲にいた児童(冷静に状況をとらえている児童)→加害児童の順に行います。

※事情聴取の際の留意事項

- 被害児童や周囲にいた児童からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行います。
- 安心して話せるよう、当該児童が話しやすい人や場所などに配慮します。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめます。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払います。
- 聴取を終えた後は、担任等が保護者に直接説明します。

(5)いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

①被害者への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続します。

【事実の確認】

- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を確認します。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- いじめている側との今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導します。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励まします。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を実施します。

②加害者への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させます。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行います。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない姿勢で指導します。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

○必要に応じて、スクールカウンセラーによるカウンセリングや警察等の関係機関のスタッフからの指導等を実施します。

③観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応します。

○いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。

【事実確認】

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。

【指導】

○周囲ではやし立てていた児童や傍観していた児童も問題の関係者として事実を受け止めさせます。

○被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。

○これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。

(6)保護者との連携

①いじめられている児童の保護者との連携

・事実が明らかになった時点で、速やかに学校で把握した事実を正確に伝えます。

・学校として徹底して児童を守り、支援する伝え、対応の方針を具体的に示します。

・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から児童の様子等について情報提供を受けます。

・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得ます。

②いじている児童の保護者との連携

・事情聴取後、聞き取った内容等を報告します。

・相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。

・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。

・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

③保護者との日常的な連携

・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼します。

5 ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していきます。

(1)ケータイ・スマートフォン等が関係しいじめの事例

○インターネットにつながるゲーム機から、悪口を投稿される。

○嫌なことをさせられている動画を撮られ、ネット上に投稿される。

○アプリケーションソフトを使って、グループでやりとりしていたが、突然仲間はずれにされる。

○加害児童からの悪口のメールをきっかけに、当該児童が不登校状態になる。

(2)未然防止の取組

○情報モラル教育の推進

インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童が身につけられるよう、各教科等で計画的に取り組めます。

・判断力 ・自制力 ・責任能力 ・想像力

(3)早期発見・早期解消の取組

○ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。

・必要に応じて、法務局等と連携・協働した対策を講じます。

・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(4)削除依頼の手順

①事実の確認

被害者本人および保護者の了解のもと、発見までの経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握します。

②児童への対応

被害児童への対応、加害者への対応、当事者以外の一般の児童への指導等、インターネット上の対応と並行して行います。

③インターネット上の対応

児童が書き込みをしていた場合には、当該児童（保護者）に書き込みを削除させます。また、書き込み者が特定できなかった場合には、関係機関と連携・協働し、学校や教育委員会もが削除依頼します。

④事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュが残っているため、再び同じ内容が書き込まれる恐れがあるので、1ヶ月程度は、被害者の心のケアや書き込み状況の経過を確認します。

6 いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取り組み内容	月	具体的な取り組み内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・指導記録の引き継ぎ ・いじめ対策に係る共通理解 ・学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ・保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ・行事(1年生を迎える会等)を通じた人間関係づくり 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合い活動「学級の諸問題」 ・「思いやりアンケート」の実施と分析 ・いじめ防止集会(児童会主催)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・行事(ドッジボール大会等)を通じた人間関係づくり ・児童会によるあいさつ運動 ・「Q-U」の実施と活用 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間、思いやり月間(人権講話、人権作文等、人権意識啓発活動)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合い活動「学級の諸問題」 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・村いじめ防止会議(児童会参加)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合い活動「学級の諸問題」 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合い活動「学級の諸問題」
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事(運動会等)を通じた人間関係づくり 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ・小中の情報連携のための連絡会 ・基本方針の見直しと次年度へ向けての検討
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・行事(校外学習・修学旅行等)を通じた人間関係づくり 	通年(毎月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活ふり返りカード」によるいじめ問題の実態把握

7 重大事態への対処

(1)重大事態とは(いじめ防止対策推進法 第28条第1項)

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2)いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ①重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに村長に報告する(第30条第1項)。
- ②学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための公平・中立な調査を実施する(第28条第1項)。
- ③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし(第28条第2項)、提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ④学校は法第28条第1項の規定による調査の結果について、教育委員会を通じて村長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添える。

(3)被害児童の保護

- ①複数の教職員による保護
学校は、被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築します。また被害児童が帰宅した後も、教職員が保護者に連絡し、様子を確認するなど、積極的に状況の把握に努めます。
- ②スクールカウンセラーによるカウンセリング等を実施します。
- ③スクールソーシャルワーカー等の活用及び家庭状況の把握に努めます。

- ④いじめが原因で不登校になっている被害児童の教育支援センター等への通級や、被害児童の状況に応じた別室登校の実施など、緊急避難措置を検討・実施します。

(4)加害児童の保護

①別室指導の検討

被害児童が安心して学校生活を送れるように、加害児童の別室指導を検討します。別室指導の実施にあたっては、事前に教育委員会と十分に協議します。

②警察への相談・通報

暴行や金銭の強要など犯罪行為の可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報し、援助を求めます。

③出席停止

加害児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げになる場合は、教育委員会と出席停止等の対応について協議します。

④加害児童の保護者に対する支援

重大事態に至るケースでは加害児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあるので、スクールカウンセラー等を活用して保護者の支援にも努めます。

(5)保護者・地域との連携

①いじめ対策緊急保護者会の開催

憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会と連携し、保護者会等を開催し、事案の状況や学校の対応などについて説明します。

②PTAとの連携

積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼します。

③民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員等と連携し、必要に応じて協力を依頼します。

8 その他

- 本校の基本方針に定めるいじめ防止等に係る対策については、検証を随時実施して、その都度、より実効的な対策になるよう改善に努めます。
- いじめは、大人の見えないところで巧妙化・複雑化しています。保護者や地域の皆様と一丸となって、児童の笑顔を守っていきたいと考えます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。